

# 新潟リハビリテーション大学大学院 学則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 新潟リハビリテーション大学大学院（以下「本大学院」という。）は、広い視野に立ってリハビリテーション医療に関する専門的な学術の理論と応用の教授研究を行い、高度な技術力を身につけたリーダー的医療従事者及び研究者を育成し、もってわが国の医療分野の発展に寄与することを目的とする。

### (点検及び評価)

第2条 本大学院はその教育水準の維持向上を図り、その目的達成のため、本大学院の教育研究活動等の状況について点検及び評価を行う。

- 2 本大学院はその設置の目的に照らし、教育課程、教員組織、その他、教育研究活動の状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条の規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
- 3 点検及び評価に関し、必要な事項は学長が別に定める。

### (課 程)

第3条 本大学院の課程は修士課程とする。

### (研究科、専攻及び定員)

第4条 本大学院にリハビリテーション研究科（以下「研究科」という。）を置く。

- 2 研究科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専 攻	入学定員	収容定員
リハビリテーション研究科	リハビリテーション医療学	24名	48名

### (標準修業年限)

第5条 本大学院の標準修業年限は2年とする。

### (長期履修制度)

第6条 本大学院に長期履修制度を設ける。この制度は、職業を有している等の事情により、本大学院の教育課程の履修が2年間では困難な者が、あらかじめ学長に申請して許可を受けることにより、3年間にわたり計画的に履修を行なうことを可能とするものである。

- 2 長期履修制度に関し、必要な事項は学長が別に定める。

### (在学期間)

第7条 本大学院には4年を超えて在学することができない。

## 第2章 学年、学期及び休業日

### (学 年)

第8条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第9条 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 前 期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。
  - (3) 開学記念日
  - (4) 春季休業 3月22日から4月4日まで
  - (5) 夏季休業 8月1日から9月26日まで
  - (6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要がある場合は臨時に休業日を設け、若しくは休業日を変更し、又は休業日に授業を行わせることができる。

### 第3章 教育課程及び履修方法等

(授業及び研究指導)

第11条 本大学院における教育は授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）により行う。

(授業科目と単位数)

第12条 本大学院の授業科目は共通科目及び専門科目とする。

- 2 各科目の単位数、又は学生が修得すべき単位は別表Iのとおりとする。
- 3 第2項に定めるもののほか、授業科目の履修方法、試験等に関し、必要な事項は学長が別に定める。

(単位の計算方法)

第13条 各授業科目の単位数は1単位の授業科目を15から45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

- (1) 講義については15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習及び演習については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 90分（1コマ）を2時間とみなす。

(学修の評価及び単位の授与)

第14条 授業科目を履修した学生に対しては、試験や研究報告その他の方法により学修の成果を優、良、可、不可の4段階で評価し、優、良、可を合格とする。

- 2 あらかじめ履修する旨登録された授業科目を履修し、合格した者には所定の単位を与える。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第15条 学長は教育研究上有益と認めるときは、大学院を置く他の大学等との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目については、修得した単位が10単位を超えない範囲で本大学院で修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第16条 学長は教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院等において修得した単位を本大学院で修得した単位とみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、10単位を超えないものとする。ただし、第24条第1項の規定により入学した場合は、この限りではない。

(課程の修了要件)

第17条 本大学院に2年以上在学し単位を別表Iのとおりに修得し、かつ修士論文の審査ならびに最終試験に合格した者は、修士課程を修了したものとする。

- 2 第1項の修士論文の審査及び最終試験に関し、必要な事項は学長が別に定める。

(学位)

第18条 学長は前条第1項の規定により修士課程の修了を認定したものに対し、修士の学位を授与する。

- 2 学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

#### 第4章 入学、編入学、転入学、再入学等

(入学資格)

第19条 本大学院に入学することができる者は、出願資格に該当する者のうち本大学院の定めた入学試験に合格した者とする。

(入学の時期)

第20条 本大学院の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第24条第1項の規定により入学する者については学期の始めとすることができる。

(入学志願の手続き)

第21条 本大学院に入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、所定の期日までに入学願書等、所定の出願書類を添えて、学長に提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第22条 入学志願者に対しては、入学試験(面接・小論文)により合格者を決定する。ただし、入学志願者の一部については学力検査を実施することができる。

- 2 入学者選抜試験及び学力検査の実施に関し、必要な事項は学長が別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第23条 前条第1項の合格者は、指定する期日までに学長が別に定める書類を提出すると共に、入学金を納付しなければならない。

- 2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学、転入学、再入学等)

第24条 学長は次の各号のいずれかに該当する者で、本大学院への入学を志願する者がいるときは欠員のある場合に限り、選考により相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 他の大学院を修了し、又は退学した者
- (2) 他の大学院に在学している者
- (3) 本大学院を退学又は除籍された者で、退学又は除籍前に在籍していたコースと同一コースに入学しようとする者
  - 2 前項の選考に関し必要な事項は学長が別に定める。
  - 3 第1項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については学長が決定する。

## 第5章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

### (休学)

- 第25条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き1月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。  
ただし、疾病の場合は医師の診断書を要する。
- 2 疾病のため修学が適当でないと認められる者に対しては、学長は休学を命ずることができる。

### (休学期間)

- 第26条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
  - 3 休学期間は、第7条に定める在学期間には算入しない。

### (復学)

- 第27条 休学した者が、休学期間が満了したとき又は休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。
- 2 疾病のため休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添えて願い出なければならない。

### (転学)

- 第28条 他の大学院への入学または転入学を志願しようとする者は、あらかじめその旨を学長に願い出なければならない。

### (留学)

- 第29条 外国の大学院に留学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。
- 2 学長は、前項の規定により留学した者について、当該留学した期間を第5条に定める標準修業年限に含めることができる。
  - 3 第1項の規定による留学により修得した単位の取り扱いについては、学長が別に定める。

### (退学)

- 第30条 病気その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、必要書類を添えて学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

### (除籍)

- 第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍することができる。
- (1) 第7条に定める在学期間を超えた者

- (2) 第26条第1項又は第2項の規定による休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 正当な理由がなく授業料等の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

## 第6章 入学検定料、入学金及び授業料等

### (入学検定料)

第32条 本大学院への入学志願者は、入学検定料（表I）を納入しなければならない。

### (授業料等)

- 第33条 本大学院の授業料等は、入学金、授業料をいう。ただし、入学金は新入生のみとする。
- 2 入学を許可された者は、授業料等を指定期日までに納入しなければならない。
  - 3 2年次以降の授業料等は、当該年度授業開始前の3月末日までに納入するものとする。
  - 4 特別の事情があると認められる者には、延納・分納を認めることがある。

### (特待生制度)

- 第34条 本大学院に特待生制度を設ける。この制度は、成績優秀者に対して授業料等の一部を免除することで、経済的な面から就学を支援する制度である。
- 2 特待生制度に関し、必要な事項は学長が別に定める。

### (休学、復学、退学及び除籍の場合の授業料等の取り扱い)

- 第35条 学生が休学を許可され又は命ぜられた場合は、授業料等は免除する。ただし、年度途中の休学の場合は、その休学の時期により検討する。
- 2 年度途中の復学の場合は、その復学の時期により検討する。
  - 3 学生が退学を許可された場合については、年度の授業料等は納入しなければならない。
  - 4 学生が除籍された場合については、年度の授業料等は納入しなければならない。

### (表I)

授業料等（年額）

	入学検定料	入学金	授業料	合計
1年次	30,000円	100,000円	1,100,000円	1,200,000円
2年次	—	—	1,100,000円	1,100,000円

### (納入済みの授業料等の取り扱い)

- 第36条 いったん納入された授業料等は、原則として返還しない。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。
- 2 学則に定められている以外の授業料等は徴収しない。

### (弁償)

- 第37条 学生は、貸与された器具、機械類を破損又は紛失したときは、相当代償をもって弁償しなければならない。ただし本大学院で加入する賠償責任保険が適用される場合は、この限りではない。

### (授業料等の滞納処分)

- 第38条 学生が授業料等を正当な理由なしに滞納したときは、本人の授業を停止し、保証人から徴収することがある。

## 第7章 職員組織

### (職員)

- 第39条 本大学院に次の職員を置く。  
学長、研究科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員
- 2 学長が必要と認めた場合は副学長を置くことができる。
  - 3 学長が必要と認めた場合は客員教授、非常勤講師を置くことができる。
  - 4 学長は本学の最高責任者として校務をつかさどり、所属職員を監督する。
  - 5 副学長は、学長の職務を助ける。
  - 6 研究科長は、本大学院の教授をもって充て、研究科に関する事項を掌理する。

### (研究科委員会)

- 第40条 研究科に、研究科の重要な事項を審議するため研究科委員会を置く。
- 2 研究科委員会は、学長、副学長、研究科長、研究科担当の専任教授・准教授をもって、これを構成する。
  - 3 前項の規定に関わらず、学長又は研究科長が必要と認めたときは、研究科委員会にその他の教職員を出席させることができる。
  - 4 研究科委員会の議事その他必要な事項は学長が別に定める。

## 第8章 賞 罰

### (表彰)

- 第41条 学長は、その行為・業績において他の模範となる学生を、研究科委員会の議を経て表彰することができる。

### (懲戒)

- 第42条 学長は、学則その他本学の定める諸規定に違反し、又は学生としての本分に著しく反する行為をした学生を、研究科委員会の議を経て懲戒することができる。
- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
  - 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
    - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
    - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
    - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
    - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

## 第9章 研究生等

### (研究生)

- 第43条 学長は特定の専門事項を研究するため、本大学院への入学を志願する者がいるときは、本大学院の教育研究に支障のない範囲において選考により、研究生として入学を許可することができる。
- 2 研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等の学力があると学長が認めた者とする。

### (科目等履修生)

- 第44条 学長は特定の授業科目を履修するため、本大学院への入学を志願する者がいるときは、

本大学院の教育研究に支障のない範囲において、選考により科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生として入学することのできる者は、当該特定の授業科目を履修するのに十分な学力があると学長が認めた者とする。

3 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第45条 学長は他の大学院の学生で特定の授業科目を履修するため本大学院への入学を志願する者があるときは、他の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 学長は、特別聴講学生に対し、単位を与えることができる。

(外国人留学生)

第46条 学長は、外国人で大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院への入学を志願する者があるときは、選考により外国人留学生として入学を許可することができる。

(研究生等の規程)

第47条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に係る入学、履修方法その他必要な事項は学長が別に定める。

## 第10章 雑 則

(改 廃)

第48条 この学則の改廃は、研究科委員会の議を経て理事会の議決を必要とする。

(細 則)

第49条 この学則の施行に関し必要な細則は、学長が別に定める。

附 則 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成23年5月1日から施行する。

以上